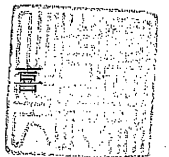


富 情 第 207号
平成28年12月9日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 山 崎 弦 一 様
連合大阪河内地域協議会
議 長 中 谷 広 孝 様
連合大阪南河内地区協議会
議 長 東 尾 勝 様

富田林市長 多 田 利 喜



「2017(平成29)年度自治体政策・制度予算に対する要請」について(回答)

平成28年9月28日付けで要請のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

1. 雇用・労働・WLB施策

(1)雇用・就労対策の充実・強化について(★)

<継続>

大阪府域の就労支援拠点の充実に向けて、大阪府(OSAKAしごとフィールド)、堺地区(JOBステーション)、吹田地区(JOBナビ)に加えて、河内・北河内地域に拠点の増設をはかり、府域全体で就労支援事業を強化すること。

【回答】

南河内地域に属する本市では、本市の地域就労支援センターにおいて就労支援コーディネーターが就労相談を行っています。加えて、月1回、お出かけ就労相談として市役所庁内でも実施しています。就労支援拠点の充実は必須であることから、機会があるごとに、国・大阪府に対して就労支援拠点の増設を要望してまいります。

<新規>

(2)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実を

はかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として処遇改善助成金等を検討すること。

【回答】

今年度、地方創生交付金を活用し「農を活かした産業連携による仕事創出事業」を実施して、雇用拡大を図っていきたいと考えており、また市独自の就労支援として、就職活動中の学生を対象に就職等に関するニーズ調査を行い、その結果を踏まえながら、学生と本市内の中小企業との交流会により、就労や雇用促進に結びつけていけるよう、企業側からの情報発信の充実も企てながらマッチング事業に取り組んでまいります。

<継続>

(3) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「ものづくりマイスター」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

【回答】

「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「ものづくりマイスター」の養成は、市独自では困難ですが、国・大阪府において広域でのものづくりの指導者養成機関の設置ができるよう、機会があるごとに要望してまいります。

<継続>

(4) 地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援ならびにネットワーク事業を拡充すること。

【回答】

雇用・就労対策については、地域就労支援センターにおいて就労支援コーディネーターが就労相談に応じています。さらに近隣市町村、大阪府、ハローワーク、関係機関と連携による求人・求職情報フェアの開催や若者の就職応援フェア等を開催しています。

今後も、国・大阪府などの関係機関と十分な連携をとりながら、雇用・就労対策に取り組んでまいります。

<新規>

(5) 若者支援について

中卒者、高校・大学中退者、ひきこもり、心身の不調を抱える若者などに関して、地

域での居場所の確保を含め、就労に至るまでの支援ができるしくみを構築すること。
また、若者が将来を見通しながら安心して社会に踏み出し、自立生活を送れるよう、自治体としての若者支援構想をつくり施策展開をはかること。

【回答】

就労支援としまして、就労支援コーディネーターによる就労相談を実施しており、加えて若者を対象とした、若者の就労相談を月1回実施しています。また、近隣市町村、大阪府、ハローワーク、関係機関と連携しながら、若者の就職応援フェア等、若者支援に特化した内容も充実していけるよう、ニーズをリサーチしながら開催してまいります。

また、ひきこもり等困難を抱える若者への支援については、ひきこもり本人や保護者を対象としたひきこもり等相談窓口を毎月開設しているほか、ひきこもりシンポジウムやひきこもり家族セミナーを開催してまいります。

<継続>

(6)生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメントの強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。

【回答】

平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市においても子育て福祉部生活支援課に生活困窮者の相談窓口を設置し、28年度からは、市機構改革により事務を子育て福祉部地域福祉課に移管し、引き続き相談窓口を設置しています。

27年度の相談実施件数は199件となっており、個別の相談内容に応じて必要な支援等を検討し、関係機関の関係事業と随時連携してそれぞれの事業が効果的に実施されるように努めています。

各支援員の体制については主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を1名ずつ配置し相談支援を実施しています。

認定生活困窮者就労訓練事業所については、平成28年10月11日現在で大阪府内において124事業所が大阪府、指定都市又は中核市より認定を受けており、富田林市内においても1事業所が大阪府より認定を受けています。

今後、認定生活困窮者就労訓練事業所の活用を図っていくとともに、速やかな一般就労や求職活動が困難な相談者への支援先を開拓していけるように努め、また、就労支援関係への新たな予算措置等も検討し、有効な出口支援が可能な体制を構築できるよう研究してまいります。

<継続>

(7)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

改正をむかえた各種労働法制については、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容で

ある「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。

【回答】

各種労働法に精通した社会保険労務士による労働相談を月1回実施しています。また、大阪府総合労働事務所が実施する中小企業の労働環境を向上させるためのハラスメント防止対策セミナー等をはじめ、ハラスメント対策等に近隣市町村とともに広く周知・啓発に努めてまいります。

<継続>

(8) いわゆる「ブラック企業」対策について

長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働かせる企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業者だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワークルール指導を行うこと。また、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講じること。

【回答】

各種労働法に精通した社会保険労務士による労働相談を月1回実施していますが、ブラック企業等、高度な問題については労働基準監督行政である大阪労働局と連携して対応してまいります。

<継続>

(9) 仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について (★)

女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実をはかること。尚、女性活躍推進法に基づき各自治体に策定を義務付けられた特定事業主行動計画が、実効あるとりくみになるよう努めること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低くなっていることが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された次世代育成支援対策推進法の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。

【回答】

女性の就業、再就職支援としまして、若者と子育て中の女性を対象とした各種講座等を開催しています。開催の折には託児教室を併設するなど、子育て中の女性がより受講しやすい環境を整えるとともに再就職の不安の払拭につながる内容を提供できるような取り組みをすすめ、「～特定事業主行動計画～女性が煌(きらめく)、組織が煌(きらめく)、みんなが煌(きらめく) 富田林市」に基づき、今後も女性職員の活躍促進に向けた人材育成や職場環境づくりを積極的に行ってまいります。

また、女性が、仕事と子育てを両立することができるよう、男女の役割分担意識の解消、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や男性の意識改革に向けて広報・啓発に取り組んでまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

<継続>

(1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

訪日外国人観光客を受け入れる環境の充実に向けて、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域 Wi-Fi の環境整備、QRコードやICTを活用した多言語情報提供案内の普及促進をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備など、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

【回答】

現在、外国人観光客への対応として、観光交流施設きらめきファクトリー等で、無料でWi-Fiが使用できます。また、多言語パンフレット等による観光スポットやイベント等の情報提供を行っています。また、本市市内のこだわりの逸品や独自性のある商品を認定する「富田林ブランド」認定制度のPRをいっそう強化し、観光産業の推進を図ってまいります。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり総合支援拠点の充実にについて

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）との連携で、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実はかすること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

【回答】

平成28年5月に本市と富田林工業団地内企業で構成される富田林高度技術連携協議会および大阪府立大学の三者による、「ものづくり技術推進事業に関する産学官連携協定」を締結し、本市と同協議会および大阪府立大学が組織的にもものづくり企業への協力関係を強化し、人材育成、技術課題の解決、情報交換などを通じて、より一層の地域活性化に努めています。

<新規>

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPの2018年4月発効に向けて、地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、関係団体と連携を図り、きめの細かな支援体制を構築すること。

【回答】

TPPの原産地規則の「完全累積制度」が活用できるよう、今後のTPPの動きを注視し、国・大阪府などの関係機関との連携を図ってまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【回答】

現在、本市で取り扱っている融資制度は、「府小規模資金」の枠を活用する「市町村連携型融資制度」や「経営安定資金」の認定業務であり、いずれも一定の申請件数がありますが、より利用しやすい制度とするため、返済期間の延長と融資金額の引き上げについて検討してまいります。

また、今年度より富田林商工会が主体として、地元金融機関等と組織された地域支援ネットワークとの連携を密に図り、利用者のニーズに合った融資制度の案内等、迅速に対応してまいります。

<新規>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。

【回答】

今後も増額する最低賃金により、中小企業者への負担も増していくことを鑑み、より良い経営環境、雇用環境の充実を図るため、大阪労働局及び大阪府と連携し、効果的な支援施策の研究をしてまいります。

<継続>

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について(★)

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は拡充に向けて積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【回答】

市庁舎の清掃業務の一部については、平成 21 年度より総合評価入札制度を実施しています。また、公契約条例の制定についても、府及び府内市町村の動向を注視し、調査研究をしてまいります。

<継続>

(4)下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指

導すること。

【回答】

下請代金支払遅延防止法及び下請中小企業振興法、下請ガイドライン等については、公共工事の見直し・減少傾向の中、下請業者への配慮のため今後も引き続き関係官庁等と連携を取り啓発に努めてまいります。

<継続>

(5) 非常時における事業継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP）未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

【回答】

現在、本市における業務継続計画（BCP）は、策定中です。また、専門アドバイザーの配置については、商工会において、業務継続計画（BCP）を考えている会員に対し、BCPにおける専門アドバイザーの紹介をしています。

さらに、本市においては、中小企業等を対象としたBCP策定支援事業を行っており、商工会や工業団地組合協議会と連携し、市広報等による周知をはじめ、今後も広く情報発信に取り組んでまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）

今年3月に策定した地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。併せて、地域医療構想調整会議において保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など、広範囲な意見を反映させること。

【回答】

本市では、第6期介護保険事業計画の基本目標の一つに地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを挙げ、中でも医療と介護連携の推進は一つの柱として位置付けているところです。その具体的な施策として、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施するにあたり、地域包括支援センターと医師会、歯科医師会、薬剤師会による、医療介護従事者間の情報共有や資質の向上などをテーマにした地域包括ケア会議の開催や、切れ目のない在宅医療と介護サービスの一体的なサービス提供体制の構築に向け、在宅医療・介護連携の一部を市医師会と委託契約を締結したところです。引き続き来年度も、よりいっそう在宅医療・介護連携の強化に向けて取り組んで参ります。

<継続>

(2) 予防医療の促進について

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第2次大阪府健康増進計画（H25～29）に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進・疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化

すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。

【回答】

本市においても、大阪府で策定された「第2次大阪府健康増進計画」を踏まえ、「誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を理念として「健康とんだばやし21(第二次)」を平成27年3月に策定しました。

その中の健康増進への取り組みとしては、体力アップ教室等により、運動機能や体力チェックの場を提供するとともに、健康相談、健康教室等を実施し、身体活動・運動の効果や必要性、ロコモティブシンドロームの予防法や疾病予防についての情報提供に努めています。

疾病予防の取り組みとしては、保健センターで実施するがんミニドック（胃がん・大腸がん・肺がん検診）の実施日を増やすとともに、乳がん検診と子宮頸がん検診を同じ日に受診できるレディース検診を実施し、より受診しやすい検診体制の整備を行いました。また、がん検診の受診希望等を把握するため、市民アンケート調査を実施しました。その結果を踏まえ、今後、より受診しやすい環境整備と、市民への効果的な受診と周知に努めてまいります。

<継続>

(3) 不育症の助成金制度について

特定不妊治療に係る初回助成費の増額や男性不妊治療への助成について、国の補正予算により拡大されたが、不育症については予算が確保されていない。相談窓口を設置するなどの対応だけでなく、医療保険適用外助成事業としての独自支援策を講じること。

※不育症治療費助成制度：高槻市、茨木市

【回答】

不育症治療については、全ての治療に対して医療保険を適用するとともに、ポジティブなイメージを与える啓発活動を行うなど、十分な支援体制を構築するよう国及び大阪府に対して要望を行ってまいります。また、医療保険適用外助成事業については、府内市町村の状況も勘案しながら、検討してまいります。

<継続>

(4) 介護労働者の処遇改善と人材の確保について

労働条件の不满による介護労働者の離職が発生しないよう処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を検討すること。

【回答】

介護従事者の処遇については、国に対して、介護処遇改善交付金を交付するなど国の責任において抜本的な解決化策を講じられるよう引き続き要望しています。さらに、介護職員等による喫煙等の行為について、一定の研修課程を修了する必要があることから、研修機会の拡充等により人材確保を図られることも、国へ要望しているところです。

また、今年度から本市においても、大阪府が主催する「南河内地域介護人材確保連絡会議」にも参加し、若者世代と高齢者と接する機会づくりなど、長期的な視野で、若い世代が介護の仕事に興味を持ってもらえるような、きっかけづくりについて、協議を始めたところではあります。

<継続>

(5) 認知症行方不明者対策の強化にむけて

平成27年の認知症行方不明者が前年を上回り、3年連続で1万人を超えている。中でも、府内市町村において高齢者を見守るSOSネットワークが構築されているにもかかわらず、大阪が最も多い状況にある。認知症患者の身元特定につながる情報を登録したQRコードを配布するなど、誰もが迅速に対応できるようなシステムを検討すること。併せて、身元不明人台帳閲覧制度が有効活用されるよう見直しを図ること。また、近隣県、特に奈良県・和歌山県にもSOSネットワークの連携を広げること。

【回答】

本市では、平成11年度から徘徊高齢者SOSネットワーク事業を開始し、高齢者等が徘徊などで行方不明になった場合に、公共機関をはじめ医療機関や交通機関、コンビニなどの協力機関にFAXで捜査の協力を要請し、高齢者の徘徊に伴う事故等の未然防止やその家族の精神的負担の軽減に努めてきました。さらに、平成26年7月には「とんだばやしメール」を活用した個人へのメール配信のシステムを整備することで、SOSネットワークの拡充を図ってきたところではあります。

しかしながら、徘徊高齢者の行方不明・身元不明の解決に関しては広域的な取り組みが必要であり、大阪府の主導的役割が求められるため、大阪府に対しては、徘徊高齢者見守りSOSネットワーク事業の広域的な取り組みについて、引き続き府内外警察と市町村との円滑な連携・協力を求められるよう市長会を通じて要望しているところではあります。

(6) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

<継続>

① 障がい者への虐待防止・予防

平成24年10月1日の障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。

【回答】

大阪府では、障がい者虐待の相談・通報・届け出件数は全国最多であり、中でも養護者による虐待が非常に多い状況です。市では、法施行に伴って緊急避難の場所の確保を行い、虐待を行った養護者等に対しては、ただ加害者として対応するのではなく、虐待に至った経緯を明らかにすることで、今後、二度と虐待が起こらぬよう関係機関等とも連携しながら心のケアを行っているところではあります。

今後も関係機関等との連携・協力を図るとともに、障がい者の虐待防止・養護者に対する支援に努めてまいります。

<継続>

②障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備

本年4月に施行された障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法を実効性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に発揮すること。

【回答】

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、府においては大阪府障がい者差別解消協議会が設置されたことにより、定期的に合議体が開催され府内市町村の取り組み状況、相談事例等について集約されています。

障がい者差別解消に向けた取り組みに関しては、大阪府と市町村が連携して取り組む観点から、個別事例を除き可能な範囲で情報提供がなされることとなっており、市町村単独では対応できない事例については、大阪府広域支援相談員への支援を要請する仕組みも構築されました。

本市においては、障がい者の方で職場での仕事の悩みやトラブルなど、生活を通じた総合相談を月1回実施しています。

また、28年10月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する富田林市職員対応要領」を策定し、重ねて全職員に周知しています。

今後とも、関係機関との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みに努めてまいります。

(7)子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて(★)

<継続>

①全自治体の高位平準化

保育サービス等の事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な見直しを行うこと。

【回答】

子ども・子育て支援新制度が始まって2年目となりますが、保育サービス等のニーズに対する提供体制などについては、本市子ども・子育て会議にて検証しているところです。今後も子どもの最善の利益の実現に取り組んでまいります。

<継続>

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数についても明らかにし、適正な事業計画へ見直すこと。また、認可外保育所についても予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できる要件を満たせば認可できるよう予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うなど、職場環境の改善を行うこと。

【回答】

潜在的な待機児童数の計上と、それに伴う子ども・子育て支援事業計画の見直しについては、これらの取り扱いに関する国の動向に注視しながら対応してまいります。

現在、認可外保育所からの認可にかかる相談はありません。

保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置、職場環境については国基準を順守し、その改善に努めてまいります。

<継続>

③病児・病後児保育の充実

子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つの改善策となっている。平成28年度より国庫補助要件が緩和されたことから、事業拡大に向けて取り組みを強化すること。特に、サービス業等に従事する世帯のために、休日保育を拡充すること。その際、病児・病後児保育ができるよう努めること。

【回答】

病児保育事業については、以前から実現を望む声が寄せられていましたが、平成28年9月から、富田林病院の院内保育所に併設する形態で病児保育事業を開始しました。

休日保育については、民間保育園1園にて実施しています。また、その際の病児・病後児保育の実施についてはニーズを見極めながら研究していきます。

<新規>

④「子ども・子育て会議」の労働者代表の参画について

仕事と生活の両立のためには子育て支援の充実が必要であり、労使の参画は不可欠である。国の「子ども・子育て会議」のメンバー構成と同様に、子育て当事者の参画に配慮した構成員による市町村版「子ども・子育て会議」の設置を行うこと。

【回答】

本市の子ども・子育て会議は、学識経験者、保育・教育従事者、民生児童委員、地域で子育て支援事業を実施するNPOの代表者等で構成していますが、子育て当事者としては、幼稚園、保育園の保護者、公募の市民委員に参画いただいています。

(8)子どもの貧困対策について

<新規>

①子どもの生活に関する実態調査

大阪府が実施した実態調査の結果については広く市民に周知し、必要な施策について議会や子ども政策に携わる公民の関係機関、専門家、NPOやボランティアなど幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。

【回答】

大阪府と共同で実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果については、平成29年3月に報告書の作成を予定しており、広く市民等に周知するとともに、今後、必要となる施策については府の審議会での意見及び本市の「子どもの育成支援対策会議」において検討を行うこととしています。

<新規>

②子ども食堂

「子ども食堂」などをはじめとした子どもの居場所づくりが市民の自主的な活動として取り組まれているが、こうした活動を支える公的支援が殆どない。取り組みの自主性を損く、安定的な事業実施を支援する制度の創設を検討すること。

【回答】

子ども食堂は各地で自主的な事業として実施されており、子どもの居場所づくりとして重要な活動であると認識しておりますことから、各地の事例を参考に公的支援のあり方について研究してまいります。

<新規>

③児童育成の健全化

本年10月より一部施行される改正児童福祉法で定められた市町村の責務として、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進すること。

【回答】

都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けられたところですが、その推進については要保護児童対策地域協議会の連携機能を活用しながら進めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制・相談体制を強化した教育の質的向上にむけて

大阪府では、平成23年度に「少人数学級編制に係る研究報告」がされているが、1・2年生以外にも対象学年を拡大している市町村もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削除することがないように大阪府に働きかけること。また、子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、教職員のみでは解決が困難である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。

【回答】

子どもたちの教育格差解消、学力向上のため、35人以下学級による丁寧できめ細かな見守りは重要であるとの認識に立ち、市独自事業である小学校6年、中学校3年の35人以下学級を継続するよう努力してまいります。また、国・府に対して、今後も、対象学年の拡大、あるいは教職員定数の改善について、強く働きかけてまいります。

また、本市においては、子どもを取り巻く様々な課題に対応するべく、平成27年度9月より市単費によりスクールソーシャルワーカーを増員し、解決に向けた早期対応、あるいは未然防止に努めています。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

今や大学生の2人に1人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型奨学金制度の創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、地方創生枠奨学金の導入などについて検討すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。

【回答】

現在、生活保護受給者を除く本市在住の高校生（全日制、単位制、定時制、通信制）・高等専門学校生に対し奨学金を給付しており、新たな奨学金制度を導入することについては、厳しい財政状況を鑑みますと難しいと考えています。

奨学金にかかる相談については、引き続き取組を継続してまいります。

奨学金制度の改善については、機会あるごとに、国および府へ要望してまいります。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関係法令や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」など教育機関に広く周知し、有効活用できるよう取り組みを強化すること。

【回答】

中学校区におけるキャリア教育全体計画などの策定により、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成を図っているところです。中学校においては、全校で職業体験学習を実施し、働くことの目的や意義などについて、実体験を通じて学習させる取組を継続しています。また、大阪府総合労働事務所が作成した「働く若者のハンドブック」等も活用し、進路指導やキャリア教育の取組みの充実を図るよう周知してまいります。

<新規>

(4) 主権者を育てるために

18歳選挙権がスタートした。学校教育のみならず、平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を進めること。各自治体においても、選挙管理委員会等で若者の投票行動を促す手立てを講じること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。

【回答】

本市選挙管理委員会では、これまで若者による期日前投票の立会人への登用や中学校への模擬投票と出前授業の実施など、これからの社会を担う世代に向けて若者の投票意識向上を目的に様々な取組を実施してきました。本年は公職選挙法の改正で今回の選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを契機に、これまでの取り組みを継続しながら、市内高校への出前授業、模擬投票を実施し、本市図書館の協力のもとで資料提供を受けて市内図書館と高校図書室での選挙啓発コーナーの設置、さらに市内高校と近隣の大学の構内

に啓発ポスター掲示や、直接出向いて高校生、大学生、10代20代の若者との意見交換会なども開催しました。

今後はこれらの取組みで得た意見等を活かし、関係者と協働しながら、有権者が政治や選挙に理解を深めることを目標に、主権者教育関連で市民向け出前講座メニューを設定し、要請による講座実施など、主権者教育の推進を中心に取り組む予定です。

<新規>

(5)投票率向上の取組みの強化

投票行動は、主権者の国民が選挙に参加し、国民の意思を反映する最も重要な機会である。4月6日に成立した改正公職選挙法の主旨を踏まえ、投票行為を促す啓発行動や環境整備をこれまで以上に取り組むこと。特に、期日前投票の投票率は年々増加傾向にあり、今後投票率を向上させる施策として期日前投票のさらなる推進を図ること。そのうえで、駅や大型商業施設等への投票所の設置と時間の延長等、有権者の利便性を確保し、投票しやすい環境を整えること。

【回答】

本市選挙管理委員会では、平成23年度より市役所本庁と金剛連絡所の2箇所二期日前投票所を設置し、全期日前投票期間、全投票時間帯に対応することで、市民有権者の投票機会の確保に努めているところです。

今後は、現行期日前投票制度の周知や投票行為を促す啓発などについても、さらに取り組む予定です。

(6)人権侵害等に関する取組み強化について

<継続>

①女性に対する暴力の根絶

平成26年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけでなく、加害者への対策についても検討すること。

【回答】

本市では人権擁護委員による「人権なんでも相談」や専門の女性相談員による「女性の悩み相談」、「女性のための電話相談」を実施して対応しているところです。また、市内のDV対策連絡会議において、事例等を参考に迅速かつ的確な対応ができるよう連携と情報共有を図っています。加害者への対応については、国、府や民間団体の取組みに関する情報収集に努めてまいります。

<継続>

②差別的言動の解消

本年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされていることから、対応を検討するとともに大阪府警と連携し

た取り組みを構築すること。

【回答】

本市としましては、法律の趣旨を広く浸透させ、ヘイトスピーチを許さない社会の構築に向けて、さらなる人権教育・啓発活動に取り組むとともに、法務大臣より委嘱された市内の人権擁護委員や法務局と連携を図りながら対応してまいります。また、そのような中でヘイトスピーチが行われる状況に応じて、大阪府警とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えています。

<継続>

(7)大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について

2013年度から、大阪府、大阪市からの補助金がともに廃止され、昨年7月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しについて提訴されている。全国唯一の大阪におけるリバティおおさかの存在意義と社会的役割は非常に大きいですが、自主運営が極めて厳しい状況となっている。大阪府・大阪市に対して、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるよう働きかけること。

【回答】

大阪人権博物館については、これまでの歴史的経過を踏まえると人権推進の情報発信の場として果たしてきた役割は非常に大きいと考えています。今後の運営にあたっては、現在、裁判中であることから、今後の経過を注視してまいりたいと考えています。

<継続>

(8)地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向け、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないように健全性確保に向けた仕組みを構築すること。加えて、地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

【回答】

消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲について、国・地方間の税源配分が当面5：5となるよう、具体的な工程を明示した上で早期に実現し、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた税源配分とするとともに、増大する都市の財政需要に対応できるよう都市税源を拡充強化されるよう、引き続き関係団体を通じて国に働きかけてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1)省エネ対策の推進について

<継続>

省エネ・低炭素社会の実現をめざし、環境に配慮した住宅や設備、製品に対する補助制度を充実させ、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援を強化すること。また、地域住民の環境意識を向上させるため、地域での「環境教育」の充実など啓発の取り組みを

推進すること。

【回答】

地球温暖化の防止を推進するために、平成 18 年度より住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を実施しており、28 年度には家庭用燃料電池設置費補助金制度を新たに開始しています。企業の環境対策に関連した支援としては、中小企業向けにエコアクション 21 の取得に関するセミナーを開催しています。企業の環境関連技術・事業への支援については、大阪府及び府内市町村の動向等を注視し、調査研究してまいります。また、「環境教育」についても、継続して推進に努めてまいります。

(2) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化 (★)

<継続>

① 廃棄物減量と再資源化製品の活用促進

大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても多く、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用率の向上に向けた効果的な施策を講じること。特に、ごみの分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

【回答】

地球規模での環境悪化はとどまる事が無く、大量生産大量排出の社会からの転換が大いに求められるところでありますが、本市が平成 23 年度に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」においても循環型社会の構築を基本理念とし、ごみ処理施策を実施しています。本市では「ごみシール制」でのごみ収集を中心にごみの減量化を図り、またごみの 6 種分別収集を実施し「カン・ビン」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」などの資源化に取り組んでいます。

いずれにしても循環型社会の構築の実現については、市民の皆さんの協力が不可欠であるので、今後も官民一体となった取り組みを推進してまいります。

<新規>

② 食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携

食品廃棄物の削減に向けて、フードバンクなどが実施する賞味期限間近の食品の有効活用の取り組みと、「子ども食堂」などの子どもの貧困対策や、災害発生時の避難所への食料提供などの災害対策など、各関連部局と連携・横断的な枠組みを構築し、食品活用・廃棄物削減に取り組むこと。また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取り組みも含めて総合的に啓発の取り組みを実施すること。

【回答】

食品廃棄物の削減などについて、本市では、毎年小学生を対象にごみ収集車を学校に持ち込み現場の収集員が講師となった、分かりやすいごみ減量化にむけての出前講座を行っています。また、市民や事業者に対しては、広報誌やウェブサイトを活用したごみ減量や食品ロス削減にむけての啓発を行い、さらに、本市消費生活センター管内の市町村で実施

しています消費者講座にも、新たに食品ロス削減をメニューに入れ、取り組んでまいります。

<継続>

(3) 6次産業の推進と担い手の確保・育成

食料自給率の向上の観点からも「大阪産（もん）」農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取り組みは大きな政策課題である。大阪府の「大阪産（もん）6次産業化サポートセンター」と市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取り組みを実施すること。また、6次産業化に資する担い手の確保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進の取り組みなども積極的に行うこと。

【回答】

本市市内のこだわりの逸品などを認定する「富田林ブランド」認定の活用や、ふるさと納税のお礼品としてPR促進を図るとともに、大阪府の「大阪産（もん）6次産業化サポートセンター」の事業等との連携や情報共有をしながら、農業の6次産業化への支援に努めてまいります。

また、地元産野菜の小学校・中学校給食への利用促進や、学校教育田事業などの農業体験を通じた食農の推進や農業への理解促進を図り、新たな農業の担い手育成につなげてまいります。

<新規>

(4) 森林整備の拡充と木材利用促進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。各市町村では、43市町村中、21市町村での方針策定に止まっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

【回答】

本市では平成26年（2014年）4月に「富田林市木材利用基本方針」を策定し、本市の公共建築物等における木材利用促進のための施策について必要な事項を定めています。「おおさか河内材」などの地域材の利用を促進することで、住民の森林と河内材への理解と利用促進を深めてまいります。

<新規>

(5) 消費者政策の推進と消費者保護

消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取り組みを行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。

【回答】

本市では、悪徳商法や詐欺の注意喚起を促すための啓発講習会の開催や、希望者への悪

徳商法お断りステッカーの配布などを行っており、同時に広報誌やウェブサイト上でも注意喚起を行っています。また、包括支援センターと連携することで高齢者等の消費者被害阻止に向けて取り組んでいます。引き続き関係機関と連携し、組織体制の充実と機能強化を図ってまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化（★）

増加傾向にある空き家への対策について、火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼすことのないよう、各市町村での特定空き家等に対する取り組みをさらに強化すること。また、空き家の利活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよう、制度を検討し、必要な予算を確保のうえ、具体的な施策を実施すること。

【回答】

空き家対策は全国的な課題として、平成26年11月19日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、27年5月26日に全面施行されました。このことから、本市においても今後、空家等対策計画の策定や、空家の実態調査、協議会の設立等、空き家対策の推進を考えています。また、ご要望のあります、国の考え方に沿った効果的な住宅弱者のための空き家活用については、国の動きを注視し、本市での空き家有効活用の参考にさせていただきます。

(2) 交通施策の強化・充実にむけて

交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、市民生活の安全・安心を保障する地域の公共交通対策や、まちづくりと一体となった交通施策の推進のために、以下の3点について対策を講じること。

<継続>

① 交通基本計画」の策定と市町村との連携

交通政策基本法の「交通政策基本計画」に基づく、総合的な交通施策について定めた「交通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市町村と連携した交通施策の実践を求める。また、「交通基本計画」策定にあたっては、審議会などの場での労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるよう委員会参画などの対応を行うこと。

【回答】

本市では、平成24年度に市民や交通事業者等に参画いただいて「富田林市交通基本計画」を策定して、その実現に向けて取り組みをすすめています。

交通に関する問題は、日々の暮らしに直結することから「誰もが安心して安全に移動できる交通体系」の実現に向けて、市民の代表者、交通事業者、学識経験者、市、府、国の行政機関が参加した「富田林市交通会議」を開催して、公共交通ネットワークの拡充と交通不便地域への対策等についての検討を進めています。

<継続>

②交通・運輸政策の専任者の人材育成

2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者の人材育成を行うこと。

【回答】

交通関係の職員については、国、府などで開催されている研修会、会議等には積極的に参加して、日々研鑽に努めているところです。

<新規>

③交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（電車・バス等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置を講じること。

【回答】

駅舎のバリアフリー化促進については、本市が鉄道事業者に対し整備費の一部を補助しており、これまでに近鉄喜志駅、富田林駅、富田林西口駅、滝谷不動駅、及び南海滝谷駅の整備を終えています。残す近鉄川西駅についても、鉄道事業者等と協議し、バリアフリー化整備の検討を行ってまいります。

また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置等については、本市域の駅舎の利用者数等を鑑み、内方線付き点状ブロックによる整備を優先して採択し、ホームにおける旅客の転落防止対策を進めてまいります。

<継続>

(3)交通安全対策の強化について

大阪府内でも自転車に関係する事故は多発している。昨年改正された道路交通法の趣旨に基づき、自転車運転者に対する啓発の取り組みを一層拡大すること。特に、自転車運転中のスマートフォンの操作などの危険運転に対する取り締まりを強化すること。また、本年から施行されている「大阪府自転車条例」について、府民への周知・徹底を行うこと。

【回答】

本市においても、自転車利用者による危険運転やマナー違反が課題としてあげられています。利用者のマナーアップを目的に、関係機関と連携して、各種イベント、交通安全教室、街頭指導などを通じて啓発活動を実施するとともに、市の広報誌やウェブサイトを活用して、「大阪府自転車条例」の周知をはじめ、自転車安全利用に関する情報提供を引き続き行ってまいります。

(4)災害対策の強化（★）

<継続>

①社会インフラ対策の強化

社会インフラ対策の強化・充実は、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などを行うこと。また、2015年3月策定の「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を効果的に実践していくこと。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムのICT化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。また、発災時に避難場所となる各市町村立学校の耐震化が速やかに完了すること。加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、財政的な支援施策を講じること。

【回答】

本市では、平成28年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定して社会インフラの耐震化に取り組んでおり、特に子供たちが一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所として重要な役割を果たす小・中学校、幼稚園の耐震化を26年9月末時点で完了しました。また、その他の社会資本についても、基本計画となる「公共施設等総合管理計画」に基づき、行動計画となる「公共施設再配置計画」や実施計画となる「個別施設計画」を策定し、施設に応じた様々な手法で、効率的な維持管理を行ってまいります。

民間施設の耐震化については、「富田林市耐震化促進補助金交付要綱」に基づき、補助対象となる不特定多数の人が利用する民間施設について、財政的な支援を行っています。

<継続>

② 防災・減災対策の充実・徹底

平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築することで、地域の「避難行動要支援者」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。

【回答】

平成26年8月に富田林市洪水・土砂災害ハザードマップを全戸配布しましたが、適時新たな情報に更新し、市民に周知してまいります。また、防災訓練についても、27年度より指定避難所を開設する訓練を実施しており、より多くの市民に参加いただけるよう取り組んでいます。

避難行動要支援者の名簿作成については、28年3月に「富田林市避難行動要支援プラン」を改訂するとともに、現在、平常時から町会、自治会・自主防災組織・民生委員児童委員などの避難支援等関係者へ事前に名簿を提供できるよう同意確認及び整理作業を行っています。今後は、同支援プランに基づき、避難支援体制の構築に努めてまいります。

<継続>

③集中豪雨など風水害の被害防止対策

日本各地で多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい

箇所を特定しつつ森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。また、斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などに早期に着手・完了すること。加えて、災害発生リスクの高いエリアに居住する住民の避難行動を支援する取り組みを実施すること。さらに、総合的な治水対策の観点から、治水施設の整備を行い、水害発生を想定した万全の備えを行うこと。

【回答】

洪水リスク区域や土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を表示したハザードマップを作成し、市内全戸に配布を行い、危険な箇所を市民に周知するとともに、日頃からの備えや災害時の取るべき行動なども合わせて記載し、注意を呼びかけています。また、土砂災害警戒区域や河川の破堤箇所等の対策工事について大阪府に要望してまいります。

住民への啓発活動としては、地域を訪問し、出前講座の開催を通して、防災の啓発を行うとともに、地域で行われる防災訓練への協力・参加を積極的に行っています。

<継続>

(5)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への支援措置を講じること。

【回答】

本市では、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に向けて警察及び関係団体と連携し、防犯教室の開催や春・秋の市内各駅での地域安全運動街頭キャンペーンの実施、また、市内各駅前に市設置型防犯カメラの整備等、防犯意識の向上と犯罪防止に取り組んでいます。

近年、駅や列車内におけるトラブルや駅係員や乗務員に対する暴力行為が増加してきており、各交通事業者は暴力行為防止のポスター等を作成し構内等に掲示し防止に努めています。

市といたしましても、このような状況を鑑み、暴力行為防止に向けた啓発活動を、広報誌やウェブサイト等を通じて行ってまいります。

また、警察官による夜間の巡回強化についても引き続き警察に要望してまいります。